

<h1>創刊号</h1>	<h1>CTF通信</h1>	<p>学ぶ・働く 集う・遊ぶ</p>
<p>2003年4月</p>		<p>発行:CTF松阪</p>

CTF松阪の設立ならびにCTF通信の発刊に寄せて

CTF松阪 会長 川口保美

桜の花も咲き揃い重いコートを脱ぎ捨てて、いよいよ活動しやすい季節になって来ましたが、CTF松阪の会員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、お礼が後になりましたが、去る3月2日に開催いたしましたCTF松阪設立総会には、何かとご多用中にもかかわらずご出席くださりまして、また、CTF松阪設立の趣旨をご理解賜り、入会していただき誠にありがとうございました。

思い起こせば昨年4月13日、松阪市障害者福祉センターにおいて、松阪地区における「ITを使った障害者支援組織」設立準備のスタートを切ってから約1カ年、皆様方の熱い思いとご支援によりまして、CTF松阪がここに立派に設立され、この上ない喜びを感じております。が、その反面、これからが本当の活動であり、真価を問われるということを考えると、慣れない職務でありうまくやれているのかと不安が先に立ちます。

会員の皆様方のご協力・ご支援なしではこの事業

の成功は期待できません。私を始め役員全員が、「障害のある人への支援」という熱い思いだけは他人に負けないものを持っていますが、組織の運営ということになりますと、経験不足から、気配りの行き届かないところがあって、皆様のご希望に添えなかったり、不愉快にさせてしまったりすることが心配です。どうかお気づきのことがありましたら、どんなことでも結構ですので、ぜひお聞かせください、お願い申し上げます。

会員の皆様方への情報提供ならびに皆様方の情報交換の場として、インターネットを利用したホームページやメーリングリストも設けましたが、さらに多くの会員の皆様方との連携を密にする目的で、この「CTF通信」を発刊することといたしました。

この紙面に対してのご意見・ご要望、ならびに、自己紹介・エッセイその他何でも、ご投稿をお待ちしております。

簡単ですが、CTF松阪の設立ならびにCTF通信の発刊にあたってのごあいさつといたします。

What's "CTF"?

- C: Challenged
- T: To the
- F: Future

CTF松阪のホームページ

CTF松阪の活動内容、事業予定、会員のページ、掲示板等があります。

<http://www.geocities.jp/sanguudo/ctf/>

CTF松阪会員メーリングリスト

CTF松阪の会員相互の情報交換・連絡用です。

登録ご希望の会員の方は、管理者(下記アドレス)あてに「登録希望」のメールを送ってください。

ctfom-owner@egroups.co.jp

Challenged To the Future
未来に羽ばたく障害者

CTF松阪設立総会 スナップ

平成15年3月2日(日) 三重県松阪庁舎6階大会議室にて開催

13:25~14:10 CTF松阪設立総会

14:20~16:20 IT交流会(IT活用事例発表および機器デモンストレーション)



三重県松阪地方県民局 渡辺局長様 から
ご祝辞をいただきました

健全者も障害者も一緒になって、IT(情報技術)を身に付け、その便益を享受していく必要がある。

松阪地域に、この「CTF松阪」が地域の高まりの中から、できあがってきたということは大変すばらしく、この松阪の地域の、力強さが感じられる。

私ども行政も精一杯支援させていただくので、皆様方も、これからより一層頑張ってください。



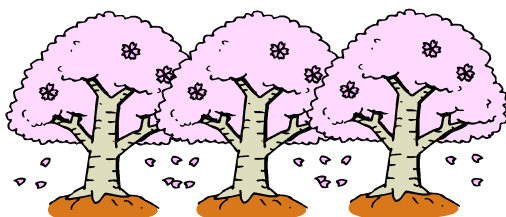
松阪市長職務代理者 植田助役様 から
ご祝辞をいただきました

「CTF松阪」には、障害のある人たちがIT(情報技術)を活用して、自立をするための支援ということで、今後大いに活躍されることを期待する。

「CTF松阪」のような活動をする市民団体が、今後たくさん増えて、障害者の方々の社会参加・自己実現のための支え合う社会が構築され、誰もが生き生きとして生活を送れるような社会になることを期待する。



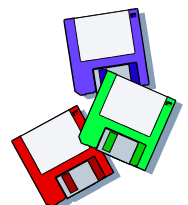
近隣町村長様から、祝メールをいただきました
(祝メールご披露)



司会をしてくださった小林様



たくさんの方々が来てくれました

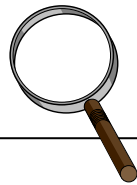


第1回役員会開催結果

3月15日(土) 研修室(明和町上村)において、第1回役員会議を開催しました。

CTF松阪の細則ならびに組織系統について決定しました。

4面に「CTF松阪細則」と「CTF松阪組織系統」を掲載しました。
文字が小さくて読みにくいです、ごめんなさい。



3月に実施した事業

CTF松阪設立総会

(3月2日)

第1回役員会議

(3月15日)

聴覚障害者向けIT講座

第8回 (3月14日)

第9回 (3月28日)

障害者対象個人向けパソコン講座

(3月4日、11日、18日、25日)



アットホームな聴覚障害者向けIT講座

こんな素敵なカレンダーも
できました！！



聴覚障害者向け
IT講座 作品例

4月の予定

全体会議ならびに第2回役員会議

12日 13:30~16:30

松阪市障害者福祉センターにて

聴覚障害者向けIT講座

11日、25日 各18:30~20:30

松阪市中央公民館にて

障害者対象個人向けパソコン講座

8日、15日、22日

各9:30~11:30

松阪市障害者福祉センターにて

CTF松阪 細則

(細則の目的)

第1条 この細則は、CTF松阪(以下本団体という。)規約にもとづく諸活動および会計について定める。

(会計)

第2条 本団体の会計に関する業務は会計役員がこれを行い、監査役員が監査する。

(資産管理)

第3条 本団体の所有する資産は、会計が管理する。
2 会計役員は、事業年度末に資産の保有状況を目録として作成し、監査役員が監査する。
3 資産とは、購入価格(寄贈品等については推定時価)が1点10,000円以上の物品とし、それ以下のものは消耗品とみなす。

(支援活動)

第4条 支援活動は自己責任において活動する。
2 支援活動を行った場合は、速やかにメーリングリストを通じて報告を行う。
3 支援活動を行う会員は、原則としてボランティア保険に加入するものとし、その手続きは総務グループにおいて行う。

(報酬)

第5条 支援活動における技術的な報酬は請求してはならない。
2 支援先までの交通費(運賃、ガソリン代、高速道路通行料等)については、その実費を本団体に請求することができる。

(会員の義務)

第6条 会員は次の義務を負う。
(1) 本団体の活動を通じて知り得た個人情報あるいは秘密を、退会後といえども他に漏洩してはならない。
(2) 本団体を政治、宗教のため、あるいは自己の利益のために利用してはならない。
(3) 本団体の活動を妨害してはならない。

(役員会議)

第7条 正会員は、会長の許可を得て役員会議に参加することができる。
2 会長は、必要に応じて役員会議に役員以外の会員の参加を求めることができる。
3 前2項いずれの場合も、役員以外の会員は議決に加わることはできない。

(メーリングリスト)

第8条 会員相互の情報交換のため、次のメーリングリスト(以下MLという。)を設置する。
(1) 全会員ML
(2) ワーク会員ML
(3) 役員ML

(機器貸出)

第9条 会員が試用のためパソコンの貸し出しを希望するときは、本団体の運営に支障とならない範囲で、次の条件で貸し出しを認める。
(1) 貸出期間 最長3か月
(2) 使用料 1か月につき500円

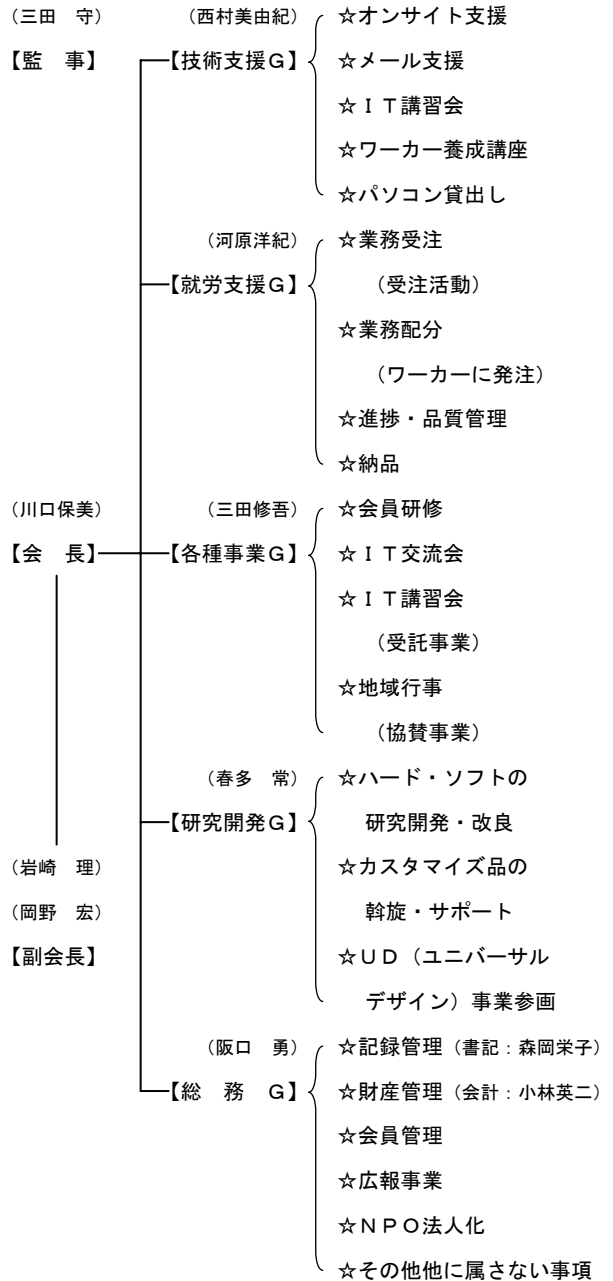
(改定)

第10条 この細則を改定するときは、役員会議の議決を必要とする。

附則

1 この細則は、平成15年3月15日から施行する。

CTF松阪の組織系統



※注:各G(グループ)上段は責任者(部長)を表す

CTF通信 創刊号

2003年(平成15年)4月発行

発行者

ITを活用した障害者支援組織

(Challenged To the Future)

CTF松阪

発行責任者 川口保美

住所 〒515-0081

松阪市本町2181-1

電話 0598-21-7268